

岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、産業労働部経営支援課が行う。

(使用承認の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 岡山県が使用するとき。
- (2) その他、知事が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 岡山県の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 岡山県の正しい理解の妨げになる、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、商品、役務、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 営利を主たる目的とするとき。
- (7) その他、知事がロゴマークの使用について不適当と認めたとき。

2 前項の規定による承認（以下「使用承認」という。）は、岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の規定による承認に条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(承認の取消し)

第7条 知事は、ロゴマークの使用がこの規程及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該ロゴマークの使用承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 前項の規定による承認の取消しは、岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用承認取消書（様式第3号）をもって行うものとし、使用承認を受けた者は、承認を取り消された日から使用することはできないものとする。
- 3 知事は、ロゴマークの使用状況等について使用承認を受けた者に報告を求め、又は調査することができるものとする。

(使用の期間)

第8条 ロゴマークを使用できる期間は、中小企業等経営強化法第14条で定める経営革新計画の計画期間とする。ただし、当該計画期間の満了の月の月末においてロゴマークを使用した印刷物等がある場合に限り、当該計画期間の満了月の月末の翌日から起算して1年以内に限り使用することができる。

(使用の非独占性等)

第9条 この規程による使用承認は、使用承認を受けた者がロゴマークを自己の商標や意匠とする等、独占してロゴマークを使用する権利を付与するもの及び使用承認を受けた者について県の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第10条 県はロゴマークの使用を承認したことによる損害等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用承認を受けた者は、ロゴマークを使用した使用物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、適切に処理するものとする。
- 3 使用承認を受けた者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第11条 第3条の規定による申請については、電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた申請は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年岡山県規則第18号）及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領（平成16年2月23日制定）の規定を準用する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年11月12日から施行する。

別 記

■岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク（カラー版）



**岡山県経営革新計画
承認企業**

■岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク（モノクロ版）



**岡山県経営革新計画
承認企業**

様式第1号（第3条関係）

岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用申請書

年　月　日

岡山県知事　伊原木　隆太　殿

下

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

下記により、岡山県経営革新計画承認企業ロゴマークを使用したいので申請いたします。

記

1 使用申請の対象物件の種類（希望するものについて○をつけてください）

- (1) 印刷物（名刺）
- (2) 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・その他）
- (3) WEB上での使用
- (4) その他
()

2 承認された経営革新計画の計画期間

年　月～　年　月

3 連絡先（担当者、電話番号、E-mail）

※メールアドレス宛にロゴマークのデータを送付します。

4 使用を希望するロゴデータの種類を選択して下さい。

- PNGデータ
- aiデータ

岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用取扱規程第4条第1項(1)～(7)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第2号（第4条第2項関係）

経 第 号
年 月 日

岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用承認書

殿

岡山県知事 伊原木 隆太

令和 年 月 日付けで申請のありました、岡山県経営革新計画承認企業ロゴマークの使用につきまして、次のとおり承認します。

記

1 使用申請の対象物件の種類

2 承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用上の遵守事項

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用取扱規程は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第7条第2項関係）

経 第 号
年 月 日

岡山県経営革新計画承認企業ロゴマーク使用承認取消書

殿

岡山県知事 伊原木 隆太

令和 年 月 日付けで承認をした（経第 号）岡山県経営革新計画承認企業ロゴマークの使用につきましては、承認を取り消します。